

バリアフリー法の対象となる建築物一覧

対象用途（以下の用途はすべて努力義務の対象）	義務付け対象
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 盲学校、聾学校又は養護学校</li> <li>2. 病院又は診療所</li> <li>3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</li> <li>4. 集会場又は公会堂</li> <li>5. 展示場</li> <li>6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</li> <li>7. ホテル又は旅館</li> <li>8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官庁署</li> <li>9. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。）</li> <li>10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</li> <li>11. 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場</li> <li>12. 博物館、美術館又は図書館</li> <li>13. 公衆浴場</li> <li>14. 飲食店</li> <li>15. 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</li> <li>16. 車輛の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</li> <li>17. 自動車の停留又は駐車のための施設（一般の用に供されるものに限る。）</li> <li>18. 公衆便所</li> </ol>	<p>2, 000㎡以上の新築、増築、改築、用途変更に建築物移動等円滑化基準の義務付け</p> <p>2, 000㎡未満の新築、増築、改築、用途変更に建築物移動等円滑化基準自主チェックリストの提出を義務付け</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>19. 学校（1の用途を除く。）</li> <li>20. 卸売市場</li> <li>21. 事務所（8の用途を除く。）</li> <li>22. 共同住宅、寄宿舍又は下宿</li> <li>23. 保育所等（9の用途を除く。）</li> <li>24. 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設（11の用途を除く。）</li> <li>25. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>26. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</li> <li>27. 工場</li> <li>28. 自動車の停留又は駐車のための施設（17の用途を除く。）</li> </ol>	<p>新築、増築、改築、用途変更に建築物移動等円滑化基準自主チェックリストの提出を義務付け</p>